

# 資 料

## 資 料 目 次

	頁
1 目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例 .....	48
2 目黒区男女平等・共同参画推進計画策定までの経緯 .....	54
3 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿 .....	55
4 人権・男女平等推進担当者会議構成員名簿 .....	56
5 人権関係実務担当者連絡会構成員名簿 .....	57
6 男女平等・共同参画推進に向けての主なあゆみ .....	58
7 行政資料（目黒区の男女別、年齢別人口） .....	60
8 目黒区男女平等・共同参画に関する意識実態調査の概要 .....	62
9 用語解説 .....	68

# 1 目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例

基本的人権と法の下での平等は、日本国憲法がすべての人に保障する権利である。人権と平和の尊重は目黒区の基本理念でもあり、その実現のために男女が平等に参画する社会づくりの推進を施策の基本方針としている。

これまでも、目黒区は、男女平等の実現に向けて先進的な取組を行ってきたが、いまだなお、固定的な役割分担意識や社会的な慣行、性別による差別的な取扱いは解消されておらず、一層の積極的な取組が求められている。

目黒区が、既に少子高齢社会が進行している都市として、将来にわたり豊かで活力のある地域社会であるために、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合うとともに、自らの意思によって、その能力を発揮し、家庭、地域、職場などあらゆる分野において共同参画する社会を形成することが重要である。

目黒区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画する社会について理解と認識を深め、その実現のために協働していかなければならない。

私たちはここに、国や国際社会とも呼応し、男女が平等で、あらゆる分野に共同参画し、すべての人々の人権が尊重される豊かな地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関し、その基本理念を定め、目黒区(以下「区」という。)、事業者及び区民の責務を明らかにし、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女が平等に共同参画する社会づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって区民一人一人の人権が尊重され、性別による差別のない、真に男女が平等に共同参画することのできる豊かで活力のある地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女が平等に共同参画する社会づくり 男女が、性別により差別的な取扱いを受けることなく、個人として尊重され、個性と能力を発揮し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場などあらゆる分野における活動に共同参画し、かつ、責任を分かち合う社会を形成することをいう。
- 二 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、区の区域内(以下「区内」という。)において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。
- 三 区民 区内に住み、若しくは勤務し、又は区内で学ぶすべての個人をいう。

(基本理念)

第3条 男女が平等に共同参画する社会づくりは、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- 一 男女の個人としての人権が尊重され、性別により直接的、間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- 二 固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を發揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。
- 四 教育の場において男女の平等な共同参画を推進すること。
- 五 区民は、国籍、性別、年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、国及び他の地方公共団体と連携して、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するものとする。
- 3 区は、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たり、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に努めるものとする。

(区民の責務)

第6条 区民は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力するとともに、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に主体的に努めるものとする。

(区、事業者及び区民の協働)

第7条 区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画する社会づくりを協働して推進するものとする。

## 第二章 基本的施策

(推進計画)

第8条 区長は、男女が平等に共同参画する社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、男女平等・共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 推進計画は、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するための目標、施策の方向、行動指針その他重要な事項について定めるものとする。

- 3 推進計画は、必要に応じて見直すものとする。
- 4 区長は、推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとし、事業者及び区民の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 5 区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ目黒区男女平等・共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ事業者及び区民の意見を反映させるために適切な措置を講じなければならない。

(年次報告)

第9条 区長は、毎年、推進計画及び男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関する施策の進捗状況を目黒区男女平等・共同参画審議会に報告し、その意見を付けて、これを公表するものとする。

(推進施策)

第10条 区は、目黒区男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- 一 区民、事業者、区の職員、教員等に対する意識啓発に関する施策
- 二 あらゆる教育及び学習の場における男女の平等と共同参画についての理解と認識を普及促進するための施策
- 三 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重される施策
- 四 男女間及び家庭内のあらゆる暴力の根絶に向けた施策
- 五 職場、学校、地域社会における性別による固定的な役割分担や差別的な取扱いの根絶に向けた施策
- 六 セクシュアル・ハラスメント(性的な言動によって、その言動を受けた個人の生活環境を害したり、その言動を受けた個人の対応により不利益を与えたりすることをいう。)の根絶に向けた施策
- 七 男女が共に家庭生活と職業生活を両立するための施策
- 八 少子高齢社会に対応した男女の平等な共同参画を推進するための施策
- 九 政策決定及びあらゆる場の意思決定の過程における男女の平等な共同参画を推進するための施策
- 十 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての格差を是正する積極的な措置を推進するための施策
- 十一 メディア・リテラシー(多様な情報伝達媒体からの情報を能動的に解釈し、批判する能力及び表現方法としてこれらを利用して発信する能力をいう。)を育成する施策
- 十二 前各号に掲げるもののほか、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するために必要な施策

(拠点施設)

第11条 区は、基本理念を実現するため、必要な調査研究、情報の収集を行い、区民等が

活動するための拠点施設を整備する。

( 付属機関等の委員 )

第 12 条 区の付属機関等の委員の構成は、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

### 第三章 目黒区男女平等・共同参画審議会

( 設置 )

第 13 条 男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、区長の付属機関として目黒区男女平等・共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

( 所掌事項 )

第 14 条 審議会は、推進計画に係る男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関する施策について調査、企画、立案等を行い、区長に意見を述べることができる。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、推進計画の評価、改定その他の重要事項について調査及び審議を行う。
- 3 審議会は、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの求めに応じて調査及び審議を行い、区長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、必要に応じて男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関して、区長に意見を述べることができる。

( 組織 )

第 15 条 審議会は、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 6 を超えてはならない。

( 任期 )

第 16 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

( 会長及び副会長 )

第 17 条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

( 招集 )

第 18 条 審議会は、会長が招集する。

( 定足数及び表決数 )

第 19 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

( 関係機関等への協力要請 )

第 20 条 審議会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、審議会

の会議への出席、説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

## 第四章 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

### (設置)

第21条 区長は、区民からの男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項についての申出又は当該阻害する事項を起因とした人権の侵害等についての救済の申出等を、適切かつ迅速に処理するため、目黒区男女平等・共同参画オンブーズ(以下「オンブーズ」という。)を置く。

### (申出の範囲)

第22条 区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- 一 区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- 二 男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- 三 その他男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、申出をすることができない。

- 一 裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
- 二 法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
- 三 区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- 四 オンブーズの行為に関する事項

### (所掌事項)

第23条 オンブーズは、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前条第1項の規定による申出に係る審査
- 二 前条第1項第一号の規定による申出に基づく関係機関等に対する資料の提出、説明等の要求及び必要な是正の勧告、意見の表明等
- 三 前条第1項第二号又は第三号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明
- 四 前条第1項の規定による申出のうち、区の男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に重大な影響を及ぼす等の事項に係る審議会への調査及び審議の要求

### (職務の遂行)

第24条 オンブーズは、独立してその職務を行う。

- 2 オンブーズは、前条に規定する是正の勧告又は要請、意見の表明及び前条第四号の規定による要求を行うときは、合議によりその決定を行う。
- 3 前項の場合において、議事に直接の利害関係を有するオンブーズは、その議事に加わることができない。
- 4 オンブーズは、前条第四号の規定による要求を行う際には、申出者の同意を得るものとし、必要な意見を付けることができる。

(定数等)

第25条 オンブーズは、3人以内とし、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する。

(任期)

第26条 オンブーズの任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第27条 区長は、オンブーズが心身の故障により職務の遂行に堪えないと認めるとき又はオンブーズとして著しくふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 オンブーズは、任期の満了又は前項に定める場合以外は、その意に反して解嘱されない。

(守秘義務)

第28条 オンブーズは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬の額)

第29条 オンブーズの報酬の額については、目黒区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年12月目黒区条例第27号)第2条の規定にかかわらず、目黒区非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年12月目黒区条例第28号)別表に定める日額の限度額のうち特に高度な知識、経験又は資格を要する業務に従事する者について定められた額の範囲内で区長が定める額とする。

(オンブーズへの協力義務等)

第30条 区及び区が出資する法人等で区長が定めるものは、オンブーズの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、オンブーズから出頭、説明、意見又は資料の提出を求められたときは、協力しなければならない。

2 事業者及び区民は、オンブーズの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

## 第五章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 付則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四章の規定は、規則で定める日から施行する。

## 2 目黒区男女平等・共同参画推進計画策定までの経緯

年 月 日	経 過	備 考
平成 15 年 6 月 6 日	目黒区男女平等・共同参画審議会 答申	
平成 15 年 7 月 3 日	人権・男女平等推進担当者会議	答申報告、計画策定検討
平成 15 年 7 月 17 日	人権関係実務担当者連絡会	計画の構成の検討
平成 15 年 7 月～8 月	計画事業調査	
平成 15 年 8 月 27 日	人権関係実務担当者連絡会	計画素案(案)の検討 体系、計画事業
平成 15 年 9 月 12 日	人権関係実務担当者連絡会	計画素案(案)の検討
平成 15 年 10 月 10 日	男女平等・共同参画審議会	計画素案(案)の検討
平成 15 年 10 月 16 日	人権・男女平等推進担当者会議	計画素案(案)の検討
平成 15 年 10 月 23 日	政策会議	計画(素案)了承
平成 15 年 10 月 27 日	企画総務委員会	計画(素案)報告
平成 15 年 11 月 5 日	めぐろ区報掲載 区ホームページ掲載	計画(素案)概要 計画(素案)全文公表
平成 15 年 11 月 15 日	第 1 回「意見を聴く会」開催	区民・事業者意見
平成 15 年 11 月 18 日	第 2 回「意見を聴く会」開催	(56 人、1 団体から延 84 件)
平成 15 年 11 月 28 日	人権関係実務担当者連絡会	計画案(案)の検討
平成 15 年 12 月 1 日	マンスリーメグロ掲載	計画(素案)概要
平成 15 年 12 月 11 日	男女平等・共同参画審議会	計画案(案)の検討
平成 15 年 12 月 15 日	人権・男女平等推進担当者会議	計画案(案)の検討
平成 15 年 12 月 25 日	政策会議	計画(案)了承
平成 16 年 1 月 13 日	企画総務委員会	計画(案)報告
平成 16 年 1 月 15 日	めぐろ区報掲載 区ホームページ掲載	計画(案)概要 計画(案)全文公表 区民・事業者意見 (8 人、1 事業者から延 20 件)
平成 16 年 2 月 12 日	人権関係実務担当者連絡会	計画(案)の検討
平成 16 年 2 月 12 日	人権・男女平等推進担当者会議	計画(案)の検討
平成 16 年 2 月 19 日	政策会議	計画了承
平成 16 年 3 月 8 日	企画総務委員会	計画報告

### 3 男女平等・共同参画審議会委員名簿

(平

14.5.15～平 16.5.14)

	氏 名	性別	肩書・選出団体等	備 考
学 識 経 験 者	かみお まちこ 神尾 真知子	女	尚美学園大学教授	会長 小委員会副委員長
	こいで まこと 小出 誠	男	(株)資生堂経営企画室	副会長 小委員会委員長
	いわた たくるう 岩田 拓郎	男	弁護士	
	よしひろ きよこ 吉廣 紀代子	女	ノンフィクション・ライター	小委員会委員
区 内 関 係 団 体 等	くろさき ななえ 黒崎 七重	女	目黒区社会福祉協議会	
	しまの たかお 嶋野 隆夫	男	目黒区立中学校 PTA 連 合会会長	小委員会委員
	たちいり 建入 ひとみ	女	(有)アッシュインターナ ショナル代表取締役	小委員会委員
	はら さえこ 原 朗子	女	目黒区男女平等条例を 推進する会	小委員会委員
	ひろはし やすこ 廣橋 泰子	女	目黒女性団体連絡会	
区 内 居 住 者	うちやま ひろまさ 内山 浩正	男	区民(公募)	
	うめざわ としえ 梅澤 利江	女	区民(公募)	
	きよい みきえ 清井 美紀恵	女	区民(公募)	
	さいとう ひさみ 斎藤 久美	女	区民(公募)	
	なかがわ きよし 中川 清	男	区民(公募)	
	はた ともかず 秦 寛憲	男	区民(公募)	

#### 4 人権・男女平等推進担当者会議構成員名簿

職 名	備 考
総務部長	主 宰 者
企画経営部政策企画課長	
企画経営部広報課長	
総務部国際交流担当課長	
総務部人権政策課長	
総務部人事課長（事務取扱）	
区民生活部産業経済課長	
健康福祉部健康福祉計画課長	
健康福祉部健康推進課長	
健康福祉部目黒保健センター長	
健康福祉部介護保険課長	
健康福祉部高齢福祉課長	
健康福祉部障害福祉課長	
健康福祉部子育て支援課長	
健康福祉部保育課長	
教育委員会企画調整課長	
教育委員会指導課長	
教育委員会地域学習課長	

## 5 人権関係実務担当者連絡会

### 男女平等・共同参画推進計画策定作業グループ構成員名簿

1 座 長 総務部人権政策課長

2 構成員

職 名
企画経営部政策企画課企画担当係長
企画経営部広報課広報担当係長
企画経営部広報課区民の声担当係長
総務部総務課国際交流担当係長
総務部人権政策課人権・同和政策担当係長
総務部人権政策課男女平等政策担当係長
総務部人権政策課男女平等・共同参画センター担当係長
総務部人事課研修担当係長
区民生活部産業経済課中小企業振興係長
健康福祉部健康福祉計画課保健福祉計画担当係長
健康福祉部健康推進課健康づくり係長
健康福祉部介護保険課計画推進担当係長
健康福祉部高齢福祉課在宅事業係長
健康福祉部障害福祉課障害福祉計画担当係長
健康福祉部子育て支援課子育て支援係長
健康福祉部保育課保育係長
教育委員会指導課指導主事
教育委員会地域学習課社会教育主事

## 6 男女平等・共同参画推進に向けての主なあゆみ

年	国際連合	国	東京都	目黒区
1975 (昭和50)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」開催 ・総理府婦人問題担当室発足	・東京都会議「婦人の地位に関する決議」を採択	
1976 (昭和51)	・「国際婦人の10年」のスタート	・国内行動計画概要発表 ・離婚後における婚氏続称制度の新設	・東京都行動計画の基本的考え方提言 ・民生局婦人青少年婦人計画課設置	
1977 (昭和52)		・国立婦人教育会館開館 ・国内行動計画前期重点目標発表	・東京都婦人相談センター発足 ・東京都婦人関係行政推進協議会の設置 ・東京都婦人問題会議の設置	・長期計画推進会議の下部組織に婦人担当者会議設置
1978 (昭和53)		・総理府「婦人の現状と施策 国内行動計画に関する第1回報告書」発表	・婦人問題解決のための東京都行動計画策定 ・東京都婦人情報センター発足	
1979 (昭和54)	・女子差別撤廃条約採択			・婦人問題担当設置 ・目黒区婦人問題懇話会設置
1980 (昭和55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	・女子差別撤廃条約署名		
1981 (昭和56)	・女子差別撤廃条約発効	・国内行動計画後期重点目標決定	・東京都婦人問題協議会発足	・目黒区婦人問題懇話会提言
1982 (昭和57)				・目黒区婦人総合計画策定
1983 (昭和58)			・新東京都行動計画策定	
1984 (昭和59)		・国籍における父母両系主義採用		
1985 (昭和60)	・「国際婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ・「西暦2000年に向けての将来戦略」採択	・男女雇用機会均等法成立 ・女子差別撤廃条約批准	・婦人問題を考える都民会議開催	・婦人問題に関する職員意識調査実施
1986 (昭和61)		・「婦人問題企画推進有識者会議」開催		
1987 (昭和62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		・第1回目黒女性のつどい開催
1988 (昭和63)				・婦人情報センター(仮称)建設決定 ・目黒区婦人問題に関する意識と実態調査実施
1989 (平成元)		・パートタイム労働法制定	・東京ウィメンズプラザ基本構想策定	
1990 (平成2)	・ナイロビ将来戦略の第1回見直しと報告		・東京都女性問題協議会提言	

年	国際連合	国	東京都	目黒区
1991 (平成3)		・西暦2000年に向けての新国内 行動計画(第一次改定) ・育児休業法成立	・男女平等推進基金設置 ・婦人の呼称を女性に変更 ・女性問題解決のための東京都行動 計画策定 ・東京レディース・ハローワーク 開設	・目黒区女性問題懇話会 設置
1992 (平成4)			・東京女性センター設立 ・東京ウィメンズプラザ基本計画策 定	・女性政策課新設 ・目黒区女性情報センター 開館 ・目黒区女性問題懇話会提言
1993 (平成5)	・世界人権会議 (ウィーン)	・パートタイム労働法成立		・目黒区女性計画策定
1994 (平成6)		・総理府に男女共同参画室設置		・目黒区女性計画推進委員会 設置
1995 (平成7)	・第4回世界女性会議(北京) 行動綱領採択		・東京ウィメンズプラザ開館	
1996 (平成8)		・男女共同参画審議会答申 ・男女共同参画2000年プラン 策定		
1997 (平成9)		・男女共同参画審議会設置法公布 ・男女雇用機会均等法改正法成立 ・女性に対する暴力の調査	・東京都女性問題協議会提言 ・男女が平等に参画するまち東京プ ラン策定	・目黒区男女共同参画懇話会 設置 ・目黒区区民意識・実態調査 実施
1998 (平成10)		・「婦人週間」を「女性週間」に変更		・目黒区男女共同参画懇話会 答申
1999 (平成11)		・男女共同参画社会基本法施行		・目黒区男女平等推進計画 策定 ・目黒区男女平等推進委員会 設置
2000 (平成12)	・西暦2000年世界女性会 議(ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画策定 ・ストーカー規制法成立	・東京都男女平等参画基本条例制定	・人権政策課に名称変更 ・目黒区男女平等推進委員会 提言
2001 (平成13)		・ドメスティック・バイオレンス防 止法成立		・目黒区男女平等参画懇話会 設置、答申
2002 (平成14)			・男女平等参画のための東京都行動 計画 チャンス&サポート東京プ ラン2002 策定	・「目黒区男女が平等に共同 参画する社会づくり条例」 制定 ・目黒区男女平等・共同参画 審議会設置 ・目黒区男女平等・共同参画 オンブズ設置
2003 (平成15)		・次世代育成支援対策推進法公布 ・少子化社会対策基本法公布		・目黒区男女平等・共同参画 審議会答申
2004年 (平成16)				・目黒区男女平等・共同参画 推進計画策定

## 8 目黒区男女平等・共同参画に関する意識実態調査の概要

### [ 1 ] 調査の目的

この調査は、男女平等・共同参画に関する区民の意識を把握し、今後の関係施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

### [ 2 ] 調査方法と回収状況

- (1) 調査地域 目黒区全域
- (2) 調査対象 目黒区在住の18歳以上74歳以下の男女個人
- (3) 対象者数 2,000人(女性1,000人、男性1,000人)
- (4) 抽出方法 住民基本台帳を基に層化無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送配布 - 郵送回収法
- (6) 調査期間 平成14年10月21日(調査票発送) ~  
11月5日(返送締め切り)
- (7) 調査実施機関 株式会社 サーベイリサーチセンター
- (8) 回収状況

区分	内訳	標本数	有効回収数	有効回収率
総	数	2,000	698	34.9%
女	性	1,000	420	42.0%
男	性	1,000	272	27.2%
無	回 答	-	6	-

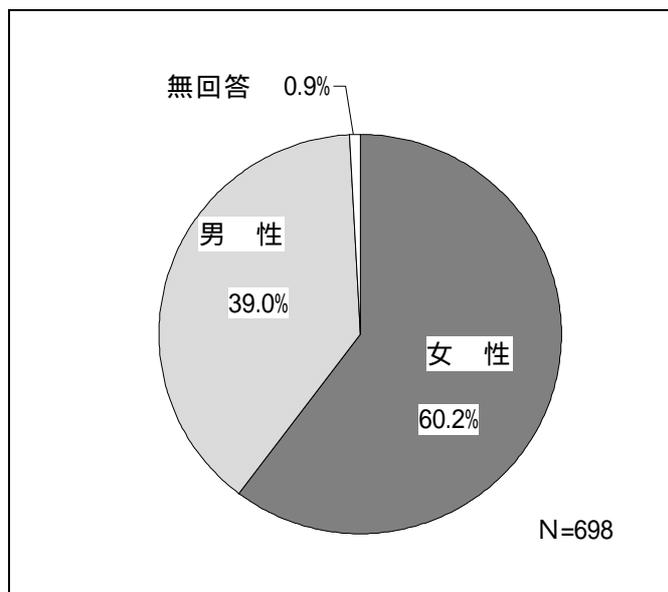
平成9年度に実施した調査の対象者の年齢は20～65歳としていたが、今回調査では18～74歳を対象に実施した。

### [ 3 ] 調査の内容

- (1) 男女平等意識
- (2) 男女のライフコースと仕事
- (3) 社会参画
- (4) 子育て
- (5) 男女平等教育
- (6) 介護
- (7) 女性と人権
- (8) 男女平等・共同参画施策
- (9) 自由意見

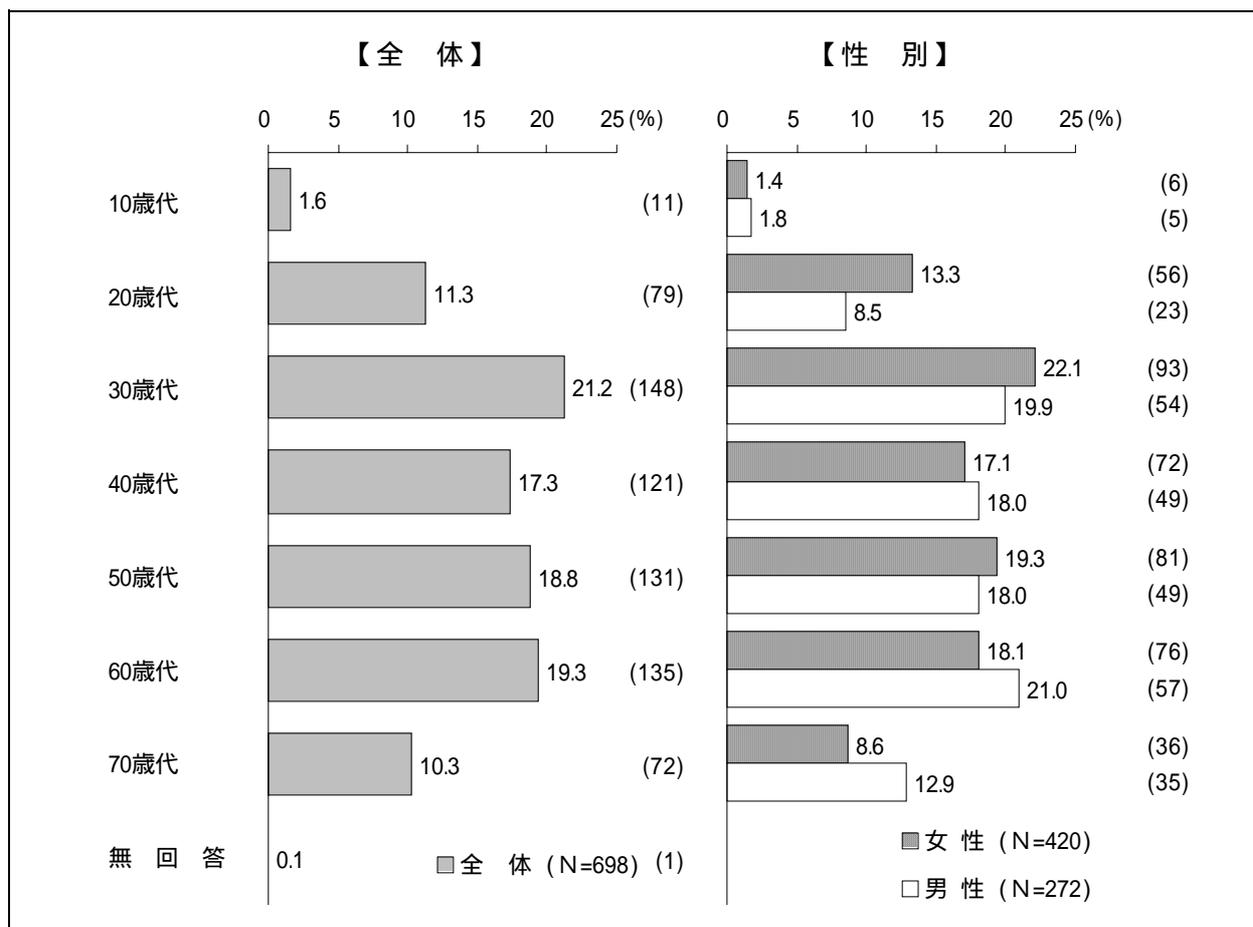
## [ 4 ] 回答者のプロフィール

### ( 1 ) 性 別



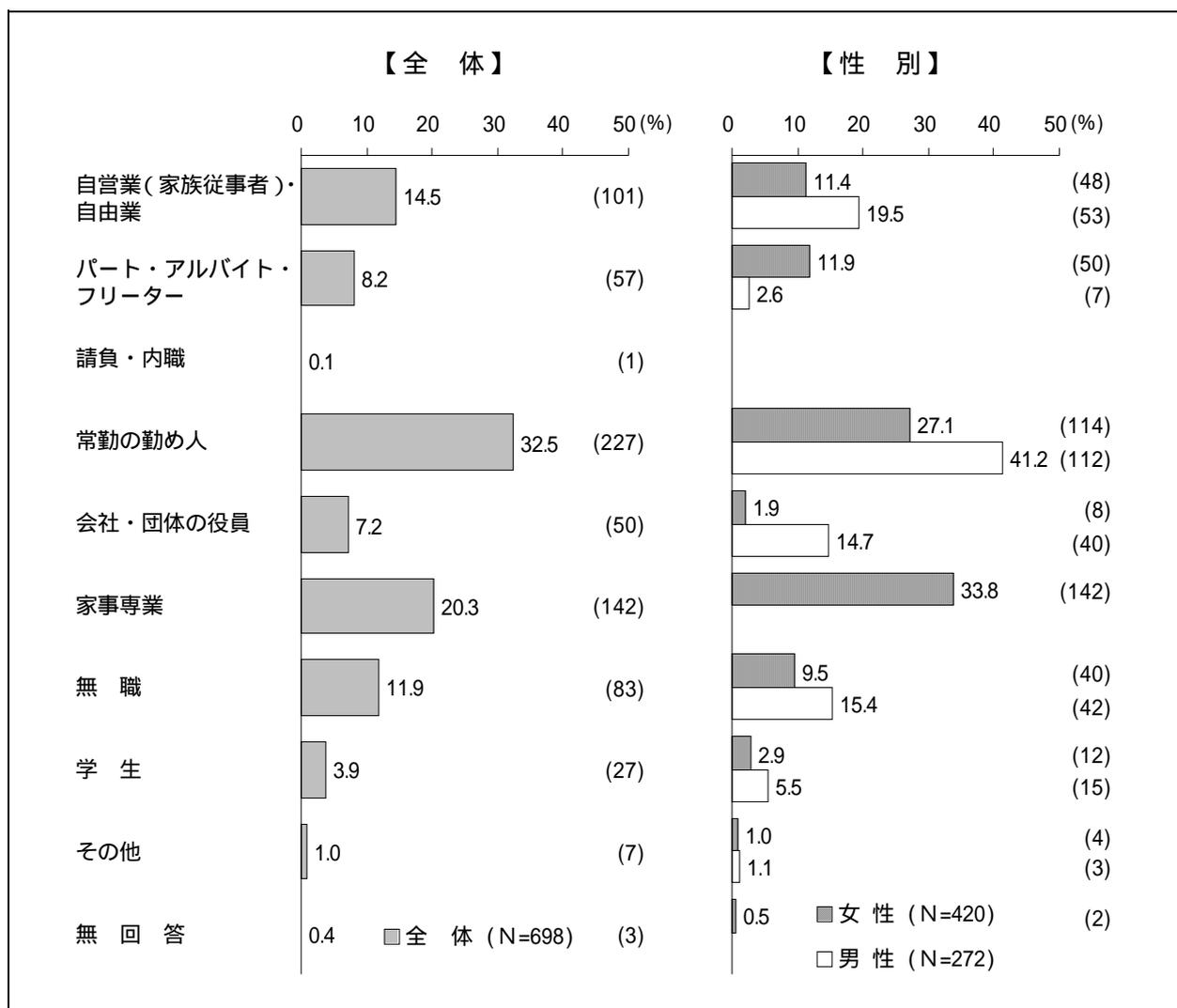
本調査における調査対象者の男女比は、5対5であるが、回答者の男女比では女性6対男性4であった。

### ( 2 ) 年 齢



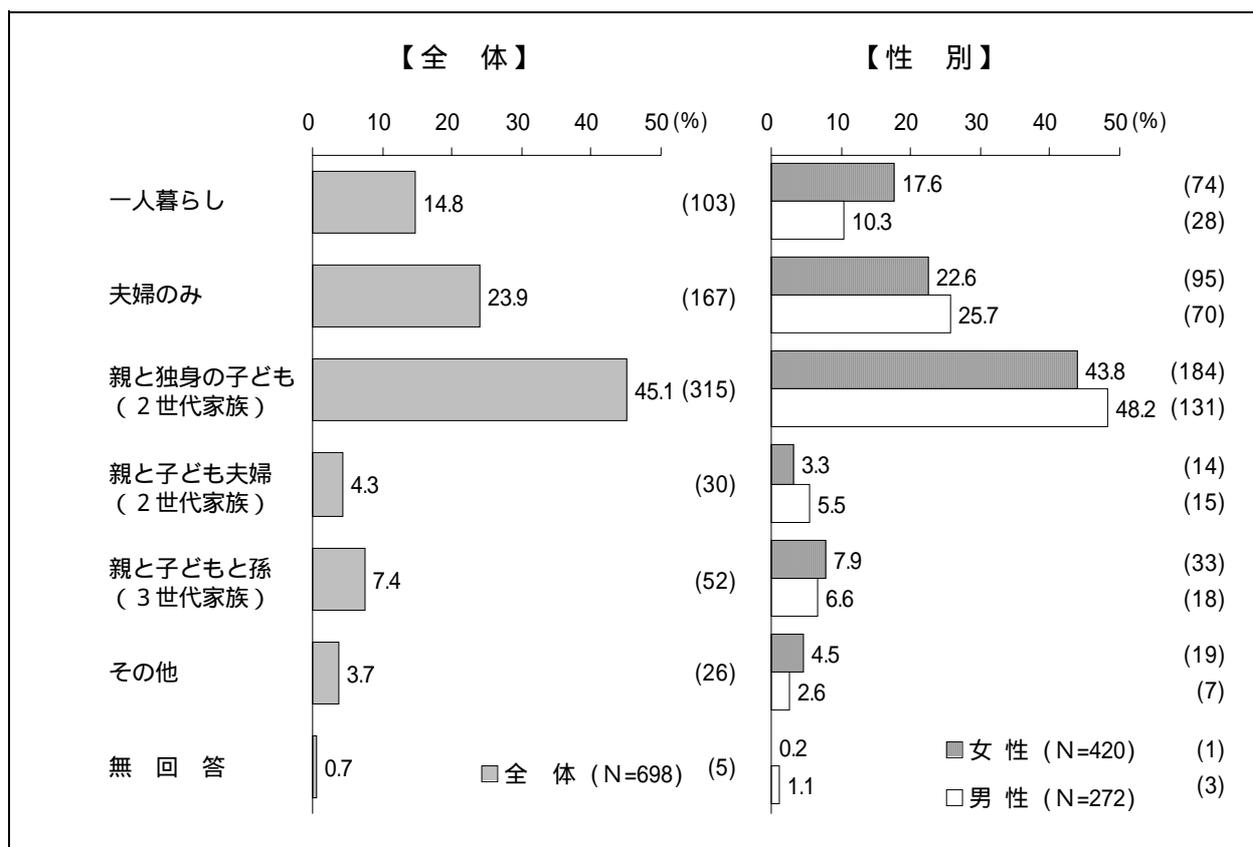
回答者の年齢階層は上記のようになっており、男女とも30歳代から60歳代がそれぞれ2割前後となっており、この4つの年代を中心に構成されている。

### (3) 職業



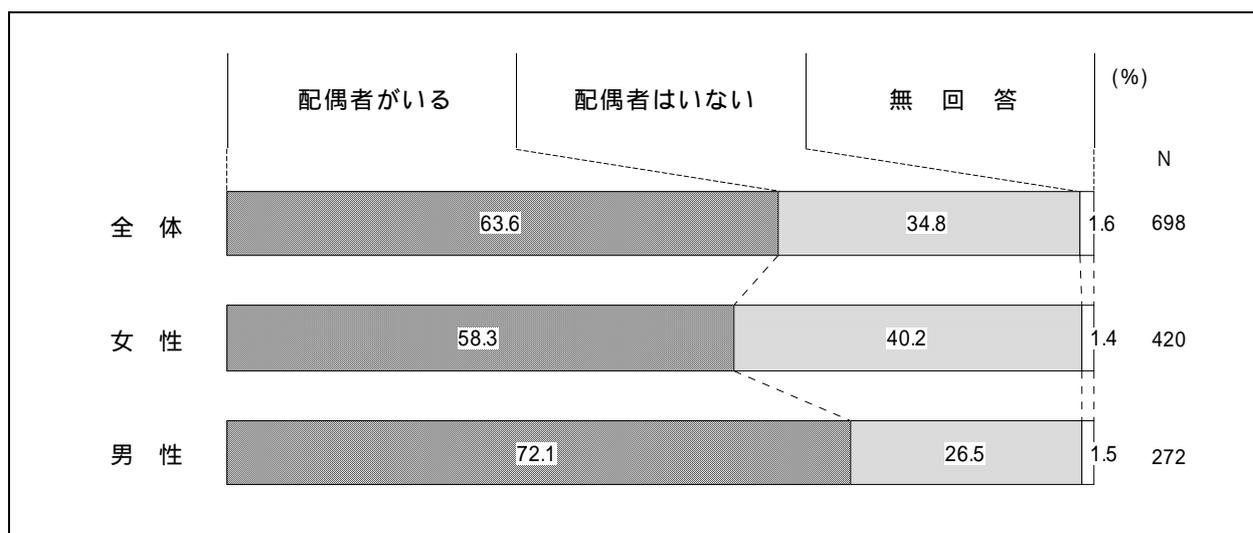
回答者の職業は、「常勤の勤め人」、「家事専業」が多い。「常勤の勤め人」は男性で4割、女性でも3割近くみられる。一方、「家事専業」は回答者全員女性であった。

(4) 世帯構成



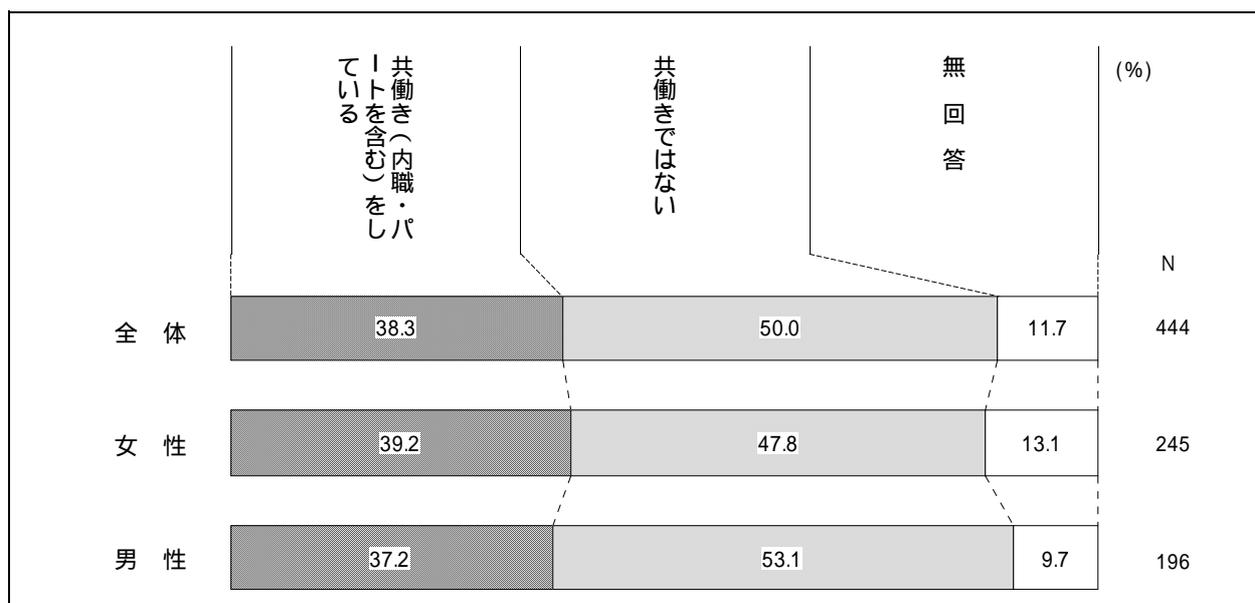
回答者の世帯構成は、親と独身の子どもで構成される2世代家族が多く、半数近くを占めている。これは性別でみても同様である。以下は、「夫婦のみ」、「一人暮らし」の順に多い。

(5) 配偶者の有無



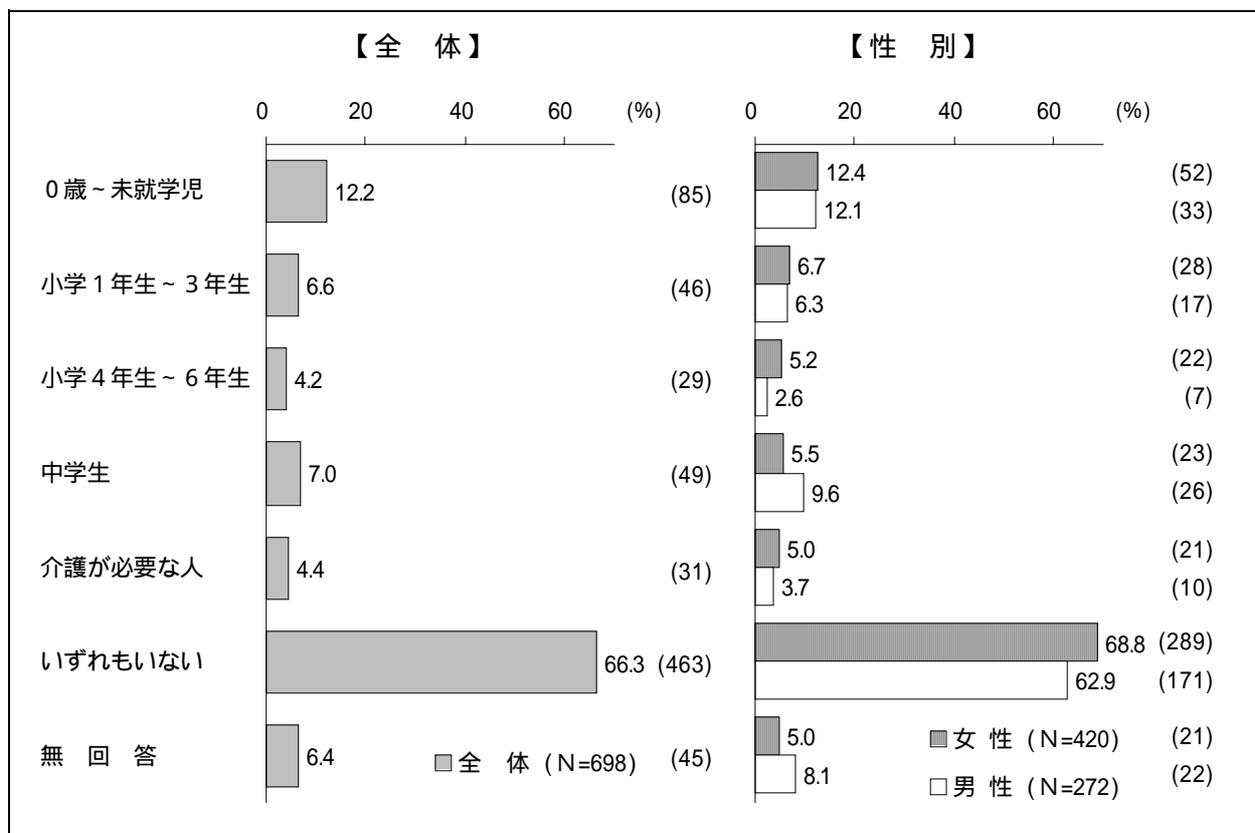
回答者のうち、配偶者がいる人の割合はおよそ6割であった。性別で見ると、配偶者がいる人の割合は男性の方が多く、7割を占めている。

(6) 夫婦の就労状況



配偶者がいる人のうち、共働きをしている人の割合はおよそ4割であった。これは、性別でもほぼ同様である。

(7) 子どもや介護を必要とする人の有無



家族の中の子どもや介護が必要な人の有無は、「いずれもない」が6割を超えている。中学生以下の子どもがいる人は、全体で23.1%、女性は21.7%、男性は25.4%であった。

## [ 5 ] 報告書を読むにあたって

- (1) 百分比は回答者数（該当設問においては該当者数）を100%として算出し、本文および図表の数字はすべて小数点第2位を四捨五入してある。したがって、比率の合計が必ずしも100%にならない場合がある。
- (2) 複数回答の設問は、すべての比率が100%を超えることがある。
- (3) クロス集計では、各属性のサンプル数が少ないため、合計したり省略したものがある。  
例：年齢階層は10歳刻みで回答を求めたが、10歳代のサンプル数が少ないため、20歳代と合わせて10～20歳代として分析を行っている。  
例：職業別での「有職女性」とは職業を持っている女性をあらわし、同様に「有職男性」とは職業を持っている男性をあらわしている。
- (4) 職業別のクロス集計で、「有職女性」はその職業内容からさらに3区分して集計を行っている。そのうち、「非常勤」は職業内容が「パート・アルバイト・フリーター」をあらわし、「その他」は「自営業（家族従事者）・自由業」と「会社・団体の役員」を合算したものをあらわしている。

## 9 用語解説

### 注 1 格差を是正する積極的な措置(ポジティブ・アクション = Positive Action)

雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差を解消するための取り組みをいいます。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(略称「男女雇用機会均等法」)では、第9条に「事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない」と規定しています。募集及び採用、配置、昇進、教育訓練において、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合に、女性労働者に有利な取扱いをすることは違法ではないとされています。

### 注 2 男女間及び家庭内のあらゆる暴力(ドメスティック・バイオレンス = Domestic Violence)

家庭内などで起こる暴力をいうが、男女間では、婚姻の有無を問わず親密な関係にある男性(女性)が女性(男性)に対してふるう、身体的、心理的、性的暴力をいいます。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(略称「DV防止法」)では、配偶者を「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」と定義しています。

### 注 3 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ = Reproductive Health/Rights)

国連の国際人口開発会議(1994年)で提唱され、第4回世界女性会議(北京会議、1995年)で女性の重要な人権の一つと位置付けられた考え方です。

女性が自らの性と生殖について、健康を享受し、自己決定を行う権利をいいます。男女がともにもつ権利ですが、とりわけ産める性である女性の重要な権利の一つとされています。

子どもが健康に生まれ育つことが含まれ、生涯にわたる性と生殖に関する女性の健康と自己決定権の確立を目指しています。関連して、思春期や更年期における健康上の問題、いつ子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、互いを尊重する性生活、安全な避妊、妊娠・出産などが含まれます。

注 4 多様なメディアからの情報を主体的に読み解き、批判し、表現する能力(メディア・リテラシー = Media Literacy)

メディアからの情報をただ受け止めるだけでなく、情報を能動的に解釈したり批判する能力と、自分で考え、自分の意見を表現・発信する能力をいいます。

女性に関わる問題としては、固定的な性別役割分担意識に基づいた映像や言葉による表現、女性に対する暴力や性の商品化など、男女平等・共同参画の方向性に反した表現に対するものも含まれます。

高度情報化社会におけるメディアの影響は大きく、かつ広範囲にわたることから、メディア・リテラシー育成の取り組みが必要と考えられています。

また、メディア教育に関連して用いられ、メディアを主体的に使いこなし、コミュニケーションする能力の育成が必要と考えられています。